

証券コード 6131
平成30年6月13日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田五丁目5番15号

浜 井 産 業 株 式 会 社

取締役社長 武 藤 公 明

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区西五反田五丁目5番15号
当社本店2階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第92期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告の内容及び連結計算書類の内容ならびに会計監
査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第92期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は当社では軽装（いわゆるクールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主のみなさまにおかれましても軽装にてご出席ください。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hamai.com>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の回復や雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調が継続いたしました。

一方で、米国の政権・政策運営の不透明感や円高圧力への高まりなど、海外情勢の影響により、先行き不透明な状況も続いております。

こうした経営環境の下、当社グループは、従来から取り組んでおります販売力の強化、及び生産性向上の諸施策が実を結び、第2四半期連結累計期間以降は黒字に転換し、当連結会計年度において、下記のとおり計画を上回る最終黒字を計上することができました。

また、第4四半期連結会計期間におきましても、主力製品のラップ盤を中心に受注・売上が大幅に増加した結果、当連結会計年度の売上高は5,185百万円（前年同期比43.8%増）、営業利益は218百万円（前年同期は営業損失410百万円）、経常利益は156百万円（前年同期は経常損失444百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は140百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失732百万円）となりました。

なお、セグメント別では、当社グループは、1工場で作働機械の製造を行い、販売するという単一事業を展開しております。

そこで、セグメント別の「工作機械事業」としては、上記のとおりですが、以下「機種別」に市場動向、販売状況等を補足させていただきます。

①ラップ盤

ハイテク関連業界における設備投資は、国内外の半導体シリコンウエーハ加工用及び光学関連部品加工用の需要が堅調に推移し、主力である直径300ミリの半導体シリコンウエーハ加工用の新規設備投資需要も引き続き堅調です。また、SiC材やセラミック材等の部品加工用設備につきましても、国内外からの引き合いが増えております。

さらに、自動車関連等の金属加工用ファイングライディングマシンの販売も寄与し、売上高は2,202百万円（前年同期比145.7%増）となりました。

②ホブ盤、フライス盤

ホブ盤では、国内外の釣具関連の部品加工用や、中国のロボット向減速機用及び自動車部品加工用の受注・販売が堅調に推移しましたが、一部に売上時期のずれ込みが生じました。また、フライス盤では、東アジア圏での需要が伸び悩んだものの、売上高は1,487百万円（前年同期比3.4%増）となりました。

③部品、歯車

ハードディスク基板加工用の消耗部品販売は伸び悩んだものの、光学ガラス及び半導体加工用の消耗部品販売が堅調に推移したため、売上高は1,495百万円（前年同期比17.8%増）となりました。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の業績をうけまして、誠に遺憾ながら、平成30年5月15日の取締役会決議により、見送りとさせていただきます。

株主のみなさまには、ご迷惑をおかけしておりますが、全社一丸となり、収益力の回復、財務体質の改善に努め、早期に配当を実現できますよう努力してまいりますので、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に機種別受注高及び売上高は下記のとおりであります。

機種別受注高及び売上高

機 種	受 注 高	売 上 高
	千円	千円
ラ ッ プ 盤	4,054,541	2,202,200
ホ ブ 盤	1,469,977	1,295,141
フ ラ イ ス 盤	210,700	192,800
部 品	1,540,041	1,461,051
歯 車	32,886	33,986
合 計	7,308,146	5,185,180

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は17百万円であり、その主なものは、建物及び構築物5百万円であります。

(3) 資金調達の状況

平成30年3月末において、総額3,009百万円にて期間1年6ヶ月のシンジケート・ローンを新規に契約し、これまでのシンジケート・ローンを借り換えております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの中長期的に取り組むべき課題としては、以下のような課題であります。

①海外市場の需要の一層の獲得を目指し、販売体制及びサービス体制の拡充をはかる。

海外市場のうち、特に有力販売店網の拡充が必要な東南アジア地区での販売チャネルの確保を急ぎ、併せて、お客様に対する製品のメンテナンス等のテクニカルサービス体制の充実も一層推進する。

②お客様のニーズに合わせた製品をすばやく提供できるよう製品ラインアップをさらに拡充する。

I o T対応自動車部品加工用の新型ホブ盤やファイングラインディンマシン、新型両頭フライス盤等新製品ラインアップの拡充をはかり、常にお客様のニーズに合わせた新製品開発・既存機の改良、改善に注力し、お客様から選ばれ続ける企業を目指してまいります。

③戦略分野への人材投入と人材の育成を常に継続して実施していく。

当社の売上の約7割近くを占める外需の獲得のため、従来から実施している海外営業部員の強化・拡充は、継続して実施してまいります。

また、製品の加工技術の拡充や加工精度のアップ、新製品の開発等に欠かせない技術部門の人材確保と若手の育成、ノウハウ、技術の伝承もより一層推進してまいります。

④環境I S Oの取組強化及びC S R活動の一段の充実をはかる。

環境I S Oの活動を通じ、環境に対して有害となる物質の排出を極力削減すると同時に、環境対応の製品開発へと繋げて、環境に配慮した企業活動を実施してまいります。

また、C S R活動の展開により、企業価値の一層の向上を目指し、各ステークホルダーのご満足を得られる企業を目指してまいります。

⑤継続企業の前題に関する重要事象等

当社グループは、平成26年3月期（第88期）から平成30年3月期（第92期）第3四半期まで、「継続企業の前題に関する注記」の記載をしております。

当該状況を解消すべく、主要取引行と協力の上、「行動計画」を策定し、営業体制の強化、原価低減のための諸施策の実行による生産性の向上等を強力で推進してまいりました。

その結果、平成30年3月期（第92期）におきまして、当該注記の記載は不要となりました。

当社グループは、引き続き、上記の「行動計画」に精力的に取り組み、安定した利益が出せる体制の構築に邁進してまいる所存であります。

資金面につきましては、業績の回復を受け、平成30年3月末において、総額3,009百万円にて期間1年6ヶ月のシンジケート・ローンを新規に契約し、これまでのシンジケート・ローンを借り換えております。

株主のみなさまにおかれましては、今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第89期 (平成27年3月期)	第90期 (平成28年3月期)	第91期 (平成29年3月期)	第92期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
受 注 (千円) 高	4,336,882	3,762,901	4,656,220	7,308,146
売 上 (千円) 高	5,549,149	4,498,232	3,604,725	5,185,180
親会社株主に帰属する 当期純利益または 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	137,606	△524,676	△732,696	140,622
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	4.11	△15.24	△21.28	4.09
総 資 産 (千円)	9,066,186	7,243,782	6,282,493	6,868,106
純 資 産 (千円)	1,807,895	1,259,849	571,294	772,097

(注) 「1株当たり当期純利益または当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第89期 (平成27年3月期)	第90期 (平成28年3月期)	第91期 (平成29年3月期)	第92期 (当事業年度) (平成30年3月期)
受 注 (千円) 高	4,320,323	3,732,020	4,638,470	7,280,410
売 上 (千円) 高	5,532,590	4,467,351	3,586,974	5,157,444
当期純利益または 当期純損失(△)	116,166	△529,115	△731,745	122,327
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	3.47	△15.37	△21.25	3.55
総 資 産 (千円)	9,051,662	7,210,694	6,256,590	6,830,121
純 資 産 (千円)	1,791,239	1,239,150	556,151	742,547

(注) 「1株当たり当期純利益または当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
哈邁機械商貿（上海）有限公司	50,000千円	100%	工作機械事業
ハマイエンジニアリング株式会社	10,000千円	100%	工作機械事業

(7) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社（哈邁機械商貿（上海）有限公司、ハマイエンジニアリング株式会社）の計3社で構成され、平面ラップ盤（以下ラップ盤）、ホブ盤、フライス盤、レンズ加工機、マシニングセンタ、その他の工作機械の製造販売を行っております。

なお、事業分野においては、工作機械に関する単一の事業分野であり、主要な製品の用途及び販売先主要業種は、次のとおりであります。

中国上海の哈邁機械商貿（上海）有限公司は、中国市場において当社の製品販売と修理等のテクニカルサービス業務を行っております。

また、ハマイエンジニアリング株式会社は、従来、主に当社への人材派遣と当社製品のメンテナンスサービス等の請負業務を行っていましたが、平成27年4月1日をもって、その業務を当社に移管しております。

機種	用途	販売先主要業種
ラップ盤	精密研磨加工	半導体ウエーハ・サファイア基板・水晶振動子・各種光学部品材料等の加工業及び製造業、自動車部品加工業
ホブ盤	歯車切削加工	自動車部品加工業、減速機・電動工具・釣具・OA機器等の製造業
フライス盤	鋼材等の加工	金型製造業
レンズ加工機	レンズ加工	デジタルカメラ・カメラ付携帯電話向等のレンズ製造業及び加工業
マシニングセンタ	金型加工・自動車等の部品加工	金型製造業、自動車部品加工業

(8) 主要な営業所及び工場等

① 当社

名 称	所在地
本 社	東京都
東京営業部	東京都
東日本営業部	栃木県
大阪支店	大阪府
足利工場	栃木県

② 子会社

会 社 名	所在地
哈邁機械商貿（上海）有限公司	中 国
ハマイエンジニアリング株式会社	東京都

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
112名(36名)	18名減(3名減)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減数	平 均 年 齢	平均勤続年数
100名(36名)	18名減(3名減)	40.8歳	16.6年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
	千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,684,530
株 式 会 社 足 利 銀 行	598,426
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	443,686
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	386,131
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	290,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	174,000
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	94,233
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	28,000

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に株式会社三菱UFJ銀行に商号変更されております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式総数 34,422,680株（自己株式201,320株を除く。）
- (3) 株主数 5,043名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
富 士 機 械 製 造 株 式 会 社	3,209	9.32
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	2,460	7.14
浜 井 産 業 取 引 先 持 株 会 社	1,423	4.13
J F E エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	1,420	4.12
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,323	3.84
武 藤 公 明	938	2.72
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	766	2.22
フ ァ ナ ッ ク 株 式 会 社	750	2.17
武 藤 公 志	469	1.36
松 井 証 券 株 式 会 社	340	0.98

- (注) 1. 持株比率は自己株式（201,320株）を控除して計算しております。
2. 富士機械製造株式会社は、平成30年4月1日に株式会社FUJIに商号変更されております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
武藤公明	取締役社長（代表取締役）	哈邁機械商貿（上海）有限公司 董事長
山畑喜義	常務取締役（管理担当兼経理部長）	
徳永正登	常務取締役（足利工場長）	
森田淳一郎	取締役（常勤監査等委員）	
政木道夫	取締役（監査等委員）	
湯澤一郎	取締役（監査等委員）	
清川敬久	取締役（監査等委員）	

- (注) 1. 取締役森田淳一郎氏、取締役政木道夫氏及び取締役湯澤一郎氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、森田淳一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役森田淳一郎氏、取締役政木道夫氏及び取締役湯澤一郎氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	3名	55,800千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	12,600千円 (10,350千円)
合計	7名	68,400千円

- (注) 上記のほか、第81回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高が、取締役3名に対して2,340千円（社外取締役に対するものはありません。）あります。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役 (常勤監査等 委員)	森田 淳一郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、12回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち、15回に出席している他、その他の重要会議にも出席し、業務執行を常にモニタリングすると同時に、監査上の観点からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	政木 道夫	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、10回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち、13回に出席している他、法令を含む企業社会全体を踏まえた法令上の観点・客観的視点から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役 (監査等委員)	湯澤 一郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、12回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち、15回に出席し、監査上の観点から必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

八重洲監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由は、監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提である監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内各部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施する上で、妥当なものと判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分することができませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、当社都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士の法令に違反・抵触した場合及び会計監査人の職務遂行の適正が確保されないと判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の内部統制システムは、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、社長を委員長とする「内部統制委員会」が設置され、内部統制システムの構築を統括・推進し、内部監査室が補佐・検証する体制としております。

この「基本方針」は、平成18年5月に取締役会の決議により制定以来、整備の進捗に合わせて内容の加除・改定を行っております。

具体的には、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日より施行されたことに伴い、それ以前の平成27年4月27日開催の当社取締役会の決議により、法令の趣旨を踏まえて、当社グループの業務の現状に即した見直しにより、実効性のあるものへと改定しております。

また、平成28年6月の監査等委員会設置会社への移行に伴い、平成28年8月29日開催の当社取締役会にて、体制移行に伴う必要な条文の修正も実施済みであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役・従業員を含めた行動規範として創業以来の経営理念を盛り込んだ「基本方針」があり、これの遵守を徹底することが極めて重要であると考えております。

取締役に関しては、「取締役会規則」が定められており、取締役会を毎月1回開催することを原則に、必要に応じ随時開催し、取締役間の意思疎通をはかるとともに、相互に業務執行を監督することにより、その適切な運営が確保されております。

加えて、必要に応じ、外部の法律等の専門家を起用して法令・定款違反行為を未然に防止する体制を構築しております。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については、「監査等委員会規則」に則り監査等委員会の定める監査の方針及び分担にしたがい、各監査等委員の監査対象になっております。

取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正をはかる体制としております。

当社の「コンプライアンス基本規程」の遵守は当然ながら取締役も対象としており、これらの報告行為を義務化しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令等の定めに基づき、適切かつ確実に保存・管理することとし、10年間は閲覧可能な状態を維持しております。

また、重要な意思決定経緯及び報告に関して、文書の保存及び廃棄に関する「文書管理規程」を制定し、実施しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社は、業務執行に係る主要なリスクとして、「製造拠点」「製造物責任」「知的財産権の侵害」等のリスクを認識しており、その把握と管理については、個々の分掌担当部署にて責任を持って対応することとしております。

加えて、取締役会にての集中的検討ならびに内部監査室による指摘・改善指導等も推進しております。

また、日常の活動の中で対応できる課題については、当該部署の「業務計画」の項目に挙げ、PDC Aサイクルをもってリスクの減少に努めております。

2) 経営危機につながる不測の事態が発生した場合には、「緊急対応規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、全社を挙げて対応する体制となっております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催することを原則に、必要に応じ随時開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、「総合連絡会議」等での検討を踏まえ、社長、主要役員ならびに担当役員による審議を経て、取締役会にて執行決定を行っております。

2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・分掌ならびに権限規程」においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定めております。

また、年度ごとの「経営計画」の策定により経営目標の明確化をはかり、さらに各部の「業務計画」にブレークダウンして、PDC Aサイクルをもって、推進しております。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) コンプライアンス体制の基礎として、創業以来の経営理念をあらわした「基本方針」ならびに「コンプライアンス基本規程」を制定しております。

なお、必要に応じ、コンプライアンスの研修は、ビデオ等を使い繰り返

し実施しております。

2) 内部監査部門として、執行部門から独立した「内部監査室」を設置しており、コンプライアンス体制の整備・維持、ならびに評価を行うこととしております。

また、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告の適正性を確保するために、必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用しております。

3) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとしております。

同様の運用を執行役員も執行役員会に対して行っております。

4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、外部の指定弁護士を情報受領者とする「内部通報規程」を制定しており、その運用について漸次、定着をはかっていくものであります。

5) 監査等委員は、当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるとしております。

⑥当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) グループ会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に則り、親会社の諸規程を準用すると同時に、各社固有の業務については、新たな規程を整備する等適切に対応すると同時に、コンプライアンスに関しても、親会社の管理体制と同様の管理運用を実施中であります。

2) 当社の監査等委員は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、内部監査室との連携をとりながら、適宜、グループ各社の監査等委員と情報及び意見の交換を行っております。

⑦監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は監査等委員専属の使用人を配置しておらず、それに係る規程類も制定しておりませんが、監査等委員からの要請がある場合、すべての部署の担当者が対応することとしております。

また、監査等委員補助者が必要である場合には、直ちに専属の使用人を選任する予定にあります。

その場合、監査等委員補助者の評価は監査等委員が行い、異動等については監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会にて決定することとします。

⑧取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委

員への報告に関する体制

1) 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生したとき、または発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法または不法な行為を発見したとき、その他重要な業務執行内容について、監査等委員会に遅滞なく報告することとしております。

また、子会社の取締役、監査等委員、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらのものに相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告するための体制も整備しております。

上記の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを、内部監査室及び監査等委員会で監視する体制としております。

さらに、監査等委員は、いつでも必要に応じて、子会社も含めた取締役及び使用人に対して、報告を求めることができるとしております。

2) 事業部門を統括する取締役は、監査等委員会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告することとしております。

3) 監査等委員は、社内におけるあらゆる会議に参加でき、また、社内回付のすべての「協議書」「決裁書類等」を閲覧できるとしておりますので、主要なる業務執行内容については、報告がなされる体制ができております。

⑨監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 取締役及び使用人の監査等委員監査に対するさらなる理解を深め、監査等委員監査の環境を整備するよう努めることとします。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関しては、監査等委員の要請に応じて必要の都度、即時に対応することとしております。

2) 代表取締役との定期的な意見交換会の開催、内部監査室及び会計監査人との連携等により適切な意思疎通をはかり、効果的な監査業務を遂行することといたします。

⑩反社会的勢力を排除するための体制

1) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、日頃から外部専門機関との連携・情報交換を密にし、万一、不当な要求に対しては、組織として法的に毅然とした対応をすることを基本方針としております。

2) 具体的体制としては、対応窓口を総務部、総務部長に集約し、代表取締役、関係取締役、内部監査室等との社内連携体制を構築しております。

また、主として総務部により、外部専門機関（顧問弁護士、所轄警察署、

特防連等)との連携を密にし、情報の一元管理ならびに共有をしております。

①業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社につき、そのリスク管理体制は、四半期毎の内部監査室よりの「モニタリング結果報告」及び期末の「内部統制・内部監査報告書」の内容の確認を実施し、当社グループ内において期間中の法令違反、内部通報等のコンプライアンス及びリスク関連事項がないことを確認いたしました。

(2) 会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主のみなさまが買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②基本方針の実現に資する取り組みの概要

1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

(i) 企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取り組み

当社は、創業来の歯車製造機械づくりで築いてきた精密加工技術を活かし、高精度の加工機械を電子・電機関連業界を中心としたお客様へ、ニ-

ズに即応して提供していくことを基本方針としております。

具体的には、i) ゆるぎない品質の精密機械で産業の発展に貢献する。
ii) すべての事業活動において、環境保全に積極的に取り組む。iii) 法令の遵守を徹底するとともに、ステークホルダーのより高い満足を得ていく。の3点を掲げ、中長期的な発展・成長を実現するとともに、社会環境や安全性に充分配慮し、より一層の企業価値向上を目指してまいりたいと考えております。

(ii) コーポレート・ガバナンス強化による企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取り組み

当社は、株主をはじめ顧客、取引先、地域社会、従業員すべてのステークホルダーから信頼され御支持いただける企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の透明性、健全性の確保の観点から、極めて重要であると認識し、経営上の重要課題として位置づけて、積極的に取り組んでおります。

その一環として、平成28年6月29日開催の第90回定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

これにより、取締役会は、取締役総数7名のうち、その過半数にあたる4名の監査等委員である取締役（うち社外取締役3名）を新たに加えた構成となり、意思決定の迅速化及び監査等委員会による監査・経営監督機能のより一層の強化がはかられ、取締役会全体の実効性がより高まっております。

また、平成28年6月には、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、東京証券取引所及び当社の独立性基準を満たす独立社外取締役3名を選任して、独立役員として届け出ております。

従来より継続しております監査等委員会と内部監査室との連携強化は、引き続き実施してまいります。

以上のような体制面の強化とともに、コーポレートガバナンス・コードの遵守を通じて、今後も中長期的な企業価値の継続的向上のため、コーポレート・ガバナンスの一層の充実をはかってまいります。

2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みの概要

当社は基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとしての「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）について、平成29年6月29日開催の当社第91回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、株主のみなさまのご承認を得て継続しております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする、またはそのような目的であると合理的に疑われる当社株券等の買付行為、もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、係る買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関しては、次のとおり一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設けており、大規模買付ルールによって、(i)事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(ii)必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役（監査等委員であるものを含みます。）または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は平成32年6月に開催される当社第94回定株主総会の終結の時までとします。

継続後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hamai.com>) に掲載しております。

3) 具体的取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主のみならずが判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるため

の取り組みであり、基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(i)買収防衛策に関する指針において定める三原則を充足していること及び経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1—5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっていること、(ii)当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること、(iii)株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること、(iv)独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を重視するものであること、(v)デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策でないこと等の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要な課題と位置づけております。

配当につきましては、企業体質の強化及び今後の事業展開等を勘案したうえで、「業績・収益状況に対応した配当の実施」を目指しております。

内部留保金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大、生産性向上のための投資及び厳しい経営環境に勝ち残るための新技術、新製品開発のため等に、有効活用していきたいと考えております。

なお、自己株式の取得につきましては、当社の成長、発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしております。

このような方針のもと、現状の業況を踏まえ、当事業年度の年間配当金につきましては、期末配当も含め、誠に遺憾ではありますが、見送りとさせていただきます。

できるだけ早期に復配できますよう収益力の向上に努めてまいります。

今後とも株主のみなさまのご支援に報いるための配当実施を常に念頭におき、事業の進展に取り組んでまいります。

(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(千円未満切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	3,927,170	流 動 負 債	2,170,594
現金及び預金	1,355,651	支払手形及び買掛金	1,566,804
受取手形及び売掛金	1,259,066	短期借入金	71,296
商品及び製品	20,648	1年内返済予定の長期借入金	131,111
仕掛品	1,119,185	リース債務	452
原材料	98,332	未払法人税等	42,980
繰延税金資産	258	製品保証引当金	62,911
その他	75,081	その他	295,037
貸倒引当金	△1,054	固 定 負 債	3,925,414
固 定 資 産	2,940,936	長期借入金	3,496,598
有 形 固 定 資 産	2,379,724	繰延税金負債	88,908
建物及び構築物	584,182	退職給付に係る負債	304,896
機械装置及び運搬具	367,236	資産除去債務	32,671
土地	1,407,357	その他	2,340
リース資産	2,025	負 債 合 計	6,096,009
建設仮勘定	3,706	純 資 産 の 部	
その他	15,217	株 主 資 本	561,754
投 資 そ の 他 の 資 産	561,211	資本金	2,213,186
投資有価証券	369,358	資本剰余金	165,635
その他	206,810	利益剰余金	△1,787,188
貸倒引当金	△14,958	自己株式	△29,878
資 産 合 計	6,868,106	その他の包括利益累計額	210,342
		その他有価証券評価差額金	202,494
		為替換算調整勘定	7,848
		純 資 産 合 計	772,097
		負債及び純資産合計	6,868,106

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

科 目	金 額
	千円 千円
売上高	5,185,180
売上原価	4,207,663
売上総利益	977,516
販売費及び一般管理費	759,442
営業利益	218,074
営業外収益	
受取利息	469
受取配当金	6,541
保険解約返戻金	10,217
受取手数料	9,885
物品売却益	2,647
不動産賃貸料	2,231
その他	1,885
営業外費用	
支払利息	45,856
支払手数料	29,459
為替差	13,746
その他	6,224
経常利益	95,287
特別利益	156,665
固定資産売却益	1,299
投資有価証券売却益	36,691
特別損失	
固定資産除却損	171
特別退職金	11,308
違約	7,779
税金等調整前当期純利益	175,396
法人税、住民税及び事業税法 人税等調整額	31,498 △626
当期純利益	144,524
非支配株主に帰属する当期純利益	3,902
親会社株主に帰属する当期純利益	140,622

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	千円 2,213,186	千円 163,000	千円 △1,927,811	千円 △29,537	千円 418,837
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	140,622	—	140,622
自己株式の取得	—	—	—	△341	△341
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	2,635	—	—	2,635
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	2,635	140,622	△341	142,916
当 期 末 残 高	2,213,186	165,635	△1,787,188	△29,878	561,754

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	千円 138,083	千円 6,081	千円 144,164	千円 8,291	千円 571,294
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	—	—	140,622
自己株式の取得	—	—	—	—	△341
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	—	—	—	2,635
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	64,411	1,766	66,177	△8,291	57,886
当期変動額合計	64,411	1,766	66,177	△8,291	200,802
当 期 末 残 高	202,494	7,848	210,342	—	772,097

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
すべての子会社を連結しております。
連結子会社の数 2社
主要な連結子会社の名称
哈邁機械商貿（上海）有限公司
ハマイエンジニアリング株式会社
2. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、哈邁機械商貿（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ②デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
 - ③たな卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
評価方法 製品、仕掛品 個別法
商品、原材料 主として先入先出法
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
主として定率法によっております。
但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

- ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。
- ③リース資産
- 1) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
 - 2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ④長期前払費用
定額法によっております。
- (3) 重要な繰延資産の処理方法
- ①社債発行費
支出時に全額費用処理しております。
 - ②株式交付費
支出時に全額費用処理しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②製品保証引当金
製品の無償保証期間の修理費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき、計上しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ①退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - ②重要なヘッジ会計の方法
 - 1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。
また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
 - 2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息
為替予約	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
 - 3) ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合は、その判定をもって有効性の判定に代えております。

また、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替の変動による影響を相殺する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	574,008千円
機械装置及び運搬具	1,959千円
土地	1,389,338千円
その他	47,945千円
計	2,013,251千円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	28,000千円
1年内返済予定の長期借入金	94,373千円
長期借入金	2,546,878千円
計	2,669,252千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3,357,547千円

連結損益計算書に関する注記

特別退職金

希望退職者の割増退職金等であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	34,624,000	—	—	34,624,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	198,548	2,772	—	201,320

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2,772株

3. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額
該当事項はありません。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。
4. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、現状、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入及び社債発行によっております。
デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び為替の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。
また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、一部、先物為替予約を利用してヘッジしております。
投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。
借入金及び社債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は設備投資及び長期運転資金の調達を目的としたものであります。
変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部は、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化をはかるために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。
デリバティブ取引は、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約と借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。
なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社グループは、経理規程にしたがい、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、一定金額以上の営業債権については、信用状況を毎月把握する体制をとっております。
デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の営業債権について、一部、先物為替予約を利用してヘッジしております。

なお、為替相場の状況により、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。

また、当社グループは、一部の借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券（株式）については、定期的に時価を把握し、当社グループの有価証券の減損処理ルールに則り判定し、減損等の兆候があった場合は、取締役会に報告しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引運用管理規程に則り取引を行い、定期的に有効性判定を行ったうえで、その取引実績等につき四半期ごとに、取締役会に報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されていますが、月次で資金繰計画を作成し、手元流動性を十分確保する方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結貸借対照表日現在における営業債権のうち特定の大口顧客に対するものはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,355,651	1,355,651	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,259,066	1,259,066	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	369,358	369,358	—
資産計	2,984,076	2,984,076	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,566,804	1,566,804	—
(2) 短期借入金	71,296	71,296	—
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	3,627,710	3,625,411	△2,299
負債計	5,265,811	5,263,512	△2,299
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

すべて株式であり、時価は、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,355,651	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,259,066	—	—	—
合計	2,614,718	—	—	—

(注3) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	71,296	—	—	—	—	—
長期借入金	131,111	3,344,109	152,489	—	—	—
合計	202,408	3,344,109	152,489	—	—	—

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 22円43銭
- 1株当たり当期純利益 4円9銭

重要な後発事象に関する注記

(株式併合及び単元株式の変更)

当社は平成30年5月15日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催予定の第92回定時株主総会に普通株式の併合及び単元株式数の変更に伴う定款一部変更について付議することを決議しました。

1. 株式併合及び単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、本株式併合(10株を1株に併合)を実施いたします。

2. 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類
普通株式

②併合の方法・比率

平成30年10月1日（月）をもって、平成30年9月30日（日）（実質的には平成30年9月28日（金））の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	34,624,000株
株式併合により減少する株式数	31,161,600株
株式併合後の発行済株式総数	3,462,400株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、全ての端数の合計数に相当する数の株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

3. 単元株式数の変更の内容

株式併合の効力発生と同時に、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

4. 株式併合及び単元株式数の変更の日程

取締役会決議日	平成30年5月15日
株主総会決議日	平成30年6月28日
株式併合及び単元株式数の変更	平成30年10月1日

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の、前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	163.54円	224.30円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失（△）	△212.82円	40.85円

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

そ の 他 の 注 記

(財務制限条項に関する注記)

借入金のうち、1年内返済予定の長期借入金102,864千円及び長期借入金2,906,136千円のシンジケート・ローンについては財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。

1. 平成30年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上に維持すること。
2. 平成30年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上に維持すること。
3. 平成30年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
4. 平成30年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

なお、当連結会計年度において上記財務制限条項に抵触しておりません。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(千円未満切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	3,840,845	流 動 負 債	2,172,804
現金及び預金	1,296,349	支払手形	1,290,576
受取手形	288,407	買掛金	270,992
売掛金	954,211	短期借入金	71,296
商品及び製品	13,680	1年内返済予定の長期借入金	131,111
仕掛品	1,119,185	未払金	70,305
原材料	98,332	未払費用	108,892
前払費用	18,647	未払法人税等	40,340
その他	52,030	前受金	102,739
固 定 資 産	2,989,276	預り金	10,846
有 形 固 定 資 産	2,377,499	製品保証引当金	62,911
建物	578,905	その他	12,791
構築物	5,276	固 定 負 債	3,914,769
機械及び装置	365,955	長期借入金	3,496,598
車両運搬具	1,280	繰延税金負債	88,908
工具、器具及び備品	15,018	退職給付引当金	294,251
土地	1,407,357	資産除去債	32,671
建設仮勘定	3,706	その他	2,340
投 資 其 他 の 資 産	611,776	負 債 合 計	6,087,573
投資有価証券	369,358		
関係会社株式	10,000	純 資 産 の 部	
関係会社出資金	40,564	株 主 資 本	540,053
その他	206,810	資本金	2,213,186
貸倒引当金	△14,958	資本剰余金	163,000
資 産 合 計	6,830,121	資本準備金	163,000
		利益剰余金	△1,806,253
		利益準備金	61,807
		その他利益剰余金	△1,868,061
		繰越利益剰余金	△1,868,061
		自己株式	△29,878
		評価・換算差額等	202,494
		その他有価証券評価差額金	202,494
		純 資 産 合 計	742,547
		負債及び純資産合計	6,830,121

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

科 目	金 額
	千円 千円
売 上 高	5,157,444
売 上 原 価	4,179,526
売 上 総 利 益	977,917
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	782,671
営 業 利 益	195,246
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	6,825
保 険 解 約 返 戻 金	10,217
受 取 手 数 料	9,885
物 品 売 却 益	2,647
不 動 産 賃 貸 料	2,231
そ の 他	1,879
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	45,687
支 払 手 数 料	29,459
為 替 差 損	12,338
そ の 他	9,349
特 別 利 益	132,097
特 別 利 益	
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	1,299
投 資 有 価 証 券 売 却 益	36,691
特 別 損 失	
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	163
特 別 退 職 金	11,308
違 約 金	7,779
税 引 前 当 期 純 利 益	150,836
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	28,882
法 人 税 等 調 整 額	△372
当 期 純 利 益	122,327

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	資 剰 余 合 計	本 金 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 剰 余 合 計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	2,213,186	163,000	163,000	61,807	△1,990,388	△1,928,580		
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益	—	—	—	—	122,327	122,327		
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—		
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—		
当期変動額合計	—	—	—	—	122,327	122,327		
当 期 末 残 高	2,213,186	163,000	163,000	61,807	△1,868,061	△1,806,253		

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△29,537	418,067	138,083	138,083	556,151
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益	—	122,327	—	—	122,327
自己株式の取得	△341	△341	—	—	△341
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)	—	—	64,411	64,411	64,411
当期変動額合計	△341	121,985	64,411	64,411	186,396
当 期 末 残 高	△29,878	540,053	202,494	202,494	742,547

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①子会社株式
移動平均法による原価法
 - ②その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
 - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
評価方法 製品、仕掛品 個別法
商品、原材料 先入先出法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 - (4) 長期前払費用
定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品の無償保証期間の修理費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき、計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

①社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

②株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

為替予約

(ヘッジ対象)

借入金の利息

外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合は、その判定をもって有効性の判定に代えております。

また、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替の変動による影響を相殺する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「為替差損」は2,356千円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

(1) 担保に供している資産

建物	574,008千円
機械及び装置	1,959千円
土地	1,389,338千円
その他	47,945千円
計	2,013,251千円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	28,000千円
1年内返済予定の長期借入金	94,373千円
長期借入金	2,546,878千円
計	2,669,252千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,353,634千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	8,394千円
短期金銭債務	16,368千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	30,404千円
仕入高	784千円
販売費及び一般管理費	88,821千円

2. 特別退職金

希望退職者の割増退職金等であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	198,548	2,772	—	201,320

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2,772株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

たな卸評価損	183,043千円
未払賞与	15,662千円
製品保証引当金	19,156千円
退職給付引当金	89,599千円
減損損失	275,528千円
繰越欠損金	501,310千円
その他	36,789千円
繰延税金資産計	1,121,091千円
評価性引当額	△1,121,091千円
繰延税金資産合計	—千円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	1,477千円
その他有価証券評価差額金	87,431千円
繰延税金負債合計	88,908千円
繰延税金負債の純額	88,908千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

当事業年度において新たな所有権移転外ファイナンス・リース取引は発生しておりません。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	235千円
1年超	—千円
合計	235千円

関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金 または 出資金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	武藤 公明	—	—	当社取締役社長 哈邁機械商貿 (上海) 有限公 司董事長 關KMエンタプ ライズ取締役	(被所有) 直接2.7 間接0.2	当社銀行借入 に対する債務 被保証	当社銀行借入 に対する債務 被保証	52,390	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、銀行借入に対して当社取締役社長武藤公明より債務保証を受けておりません。

なお、保証料の支払は行っておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 21円57銭

1 株当たり当期純利益 3円55銭

重要な後発事象に関する注記

(株式併合及び単元株式の変更)

当社は平成30年5月15日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催予定の第92回定時株主総会に普通株式の併合及び単元株式数の変更に伴う定款一部変更について決議することを決議しました。

1. 株式併合及び単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、本株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

2. 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成30年10月1日（月）をもって、平成30年9月30日（日）（実質的には平成30年9月28日（金））の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	34,624,000株
株式併合により減少する株式数	31,161,600株
株式併合後の発行済株式総数	3,462,400株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、全ての端数の合計数に相当する数の株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

3. 単元株式数の変更の内容

株式併合の効力発生と同時に、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

4. 株式併合及び単元株式数の変更の日程

取締役会決議日	平成30年5月15日
株主総会決議日	平成30年6月28日
株式併合及び単元株式数の変更	平成30年10月1日

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、前事業年度及び当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	161.55円	215.71円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△212.55円	35.54円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

そ の 他 の 注 記

(財務制限条項に関する注記)

借入金のうち、1年内返済予定の長期借入金102,864千円及び長期借入金2,906,136千円のシンジケート・ローンについては財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。

1. 平成30年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上に維持すること。
2. 平成30年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上に維持すること。
3. 平成30年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
4. 平成30年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

なお、当事業年度において上記財務制限条項に抵触していません。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

浜井産業株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤	勉	Ⓔ
代表社員 業務執行社員	公認会計士	三井	智宇	Ⓔ
業務執行社員	公認会計士	渡邊	考志	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、浜井産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、浜井産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月15日

浜井産業株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤	勉 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	三井	智宇 ㊞
業務執行社員	公認会計士	渡邊	考志 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、浜井産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況に関し定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他の立場における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月17日

浜井産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	森田 淳一郎	◎
監査等委員	政木 道夫	◎
監査等委員	湯澤 一郎	◎
監査等委員	清川 敬久	◎

(注) 監査等委員森田淳一郎、政木道夫及び湯澤一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

(1) 株式併合の目的（株式の併合をすることを必要とする理由）

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、本株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率 平成30年10月1日（月）をもって、平成30年9月30日（日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	34,624,000株
株式併合により減少する株式数	31,161,600株
株式併合後の発行済株式総数	3,462,400株

④効力発生日における発行可能株式総数 8,000,000株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合の条件

本議案にかかる株式併合は、「第2号議案 定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生ずるものといたします。

第2号議案 定款の一部変更の件

(1) 定款の一部変更の理由

「第1号議案 株式併合の件」の「(1) 株式併合の目的」に記載のとおり、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するべく、現行定款第8条（単元株式数）を変更するものです。併せて、株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を減少するべく、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものです。

なお、本変更につきましては、平成30年10月1日（第1号議案にかかる株式併合の効力発生日と同日）をもって効力が生じる旨の附則を設け、同日をもって当該附則を削除するものといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、本変更は、「第1号議案 株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生ずるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,000</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>附則 (新設)</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>800</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>附則 <u>(定款一部変更の効力発生日)</u> <u>3. 第6条及び第8条の変更は、平成30年10月1日をもってその効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本項は、かかる効力発生の時をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、より一層の意思決定の迅速化をはかり変化の激しい外部環境に適宜、適切に対応していくため、2名増員して取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	むとうこうめい 武藤公明 (昭和45年7月29日生)	平成16年2月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）国際業務部調査役 平成18年4月 同行退社 平成18年5月 当社入社内部監査室部長 平成18年6月 当社取締役社長付部長 平成21年6月 当社常務取締役営業・企画担当 平成22年6月 当社専務取締役 平成23年4月 当社代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成26年6月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) 哈邁机械商贸（上海）有限公司 董事長	938,750株
2	やまはたきよし 山畑喜義 (昭和30年11月16日生)	昭和53年4月 株式会社富士銀行入行 平成14年7月 株式会社みずほ銀行 審査第二部 審査役 平成17年5月 当社経理部長 平成17年6月 当社取締役経理部長 平成18年5月 当社常務取締役経理部長 平成19年3月 株式会社みずほ銀行退社 平成24年4月 当社常務取締役管理担当兼経理部長 平成25年6月 当社取締役管理担当兼経理部長 平成27年6月 当社常務取締役管理担当兼経理部長 現在に至る	9,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	とく なが まさ と 徳 永 正 登 (昭和24年1月19日生)	昭和42年3月 当社入社 平成18年4月 当社足利工場長 平成18年6月 当社取締役足利工場長 平成23年6月 当社常務取締役足利工場長 平成25年6月 当社取締役足利工場長 平成27年6月 当社常務取締役足利工場長 現在に至る	4,000株
4	※ お の づか たかし 小野塚 隆 (昭和34年2月12日生)	昭和55年4月 当社入社 平成21年4月 当社技術部長 平成25年6月 当社執行役員技術部長 平成27年6月 当社上席執行役員技術部長 平成28年7月 当社上席執行役員技術本部長 現在に至る	1,000株
5	※ かしわ せ たかし 柏瀬 高志 (昭和34年5月14日生)	昭和57年4月 当社入社 平成19年4月 当社東京営業部長 平成25年6月 当社執行役員営業副本部長 平成26年6月 当社上席執行役員営業本部長 現在に至る	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役の選任に関する監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。監査等委員会は、各候補者の資質や業務状況、取締役会の監督機能の実効性及び企業価値の向上等の観点から検討を行いました。その結果、再任の各候補者については、高い経営手腕を発揮し、当社の業績向上に大きく貢献していることから、また、新任の候補者については、深い専門知識と豊富な経験を有していることに加え、取締役としての適格性も備えていることから、各候補者を取締役に選任することが適切と判断しました。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役1名の減員は、コーポレート・ガバナンスの低下をきたすおそれはないものと考えております。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	もり た じゅんいちろう 森 田 淳 一 郎 (昭和30年6月25日生)	昭和54年4月 安田生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 平成22年4月 明治安田損害保険株式会社 アンダーライティング部長 平成26年4月 同社 取締役アンダーライティング部長 平成28年6月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る	0株
2	まさ き みち お 政 木 道 夫 (昭和36年2月20日生)	昭和62年4月 司法修習生（41期） 平成元年4月 司法修習修了 東京地方検察庁検事 山形地方検察庁検事 平成2年4月 山形地方検察庁検事 平成4年3月 新潟地方検察庁長岡支部検事 平成6年4月 東京地方検察庁検事 平成7年4月 横浜地方検察庁検事 平成8年4月 東京地方裁判所裁判官 平成11年4月 東京地方検察庁検事 平成15年4月 名古屋地方検察庁検事 平成15年7月 前橋地方検察庁高崎支部長 平成16年3月 検察官退官 平成16年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） シティニューワ法律事務所所属弁護士 平成25年6月 当社取締役 平成28年6月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る	0株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	※ あおきまさのり 青木真徳 (昭和21年5月13日生)	昭和44年4月 東京芝浦電気株式会社(現株式会社東芝)入社 平成13年4月 富士機械製造株式会社(現株式会社F U J I)入社 平成14年6月 同社取締役執行役員 平成16年6月 同社取締役常務執行役員 平成21年6月 同社取締役専務執行役員 平成22年6月 同社取締役副社長執行役員 平成23年5月 株式会社アドテック富士代表取締役社長 平成27年6月 同社取締役会長 平成27年6月 サンワテクノス株式会社取締役 平成28年5月 株式会社アドテック富士会長 現在に至る	0株

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 新任の監査等委員である取締役の選任に関する監査等委員である取締役各氏の意見の概要は以下のとおりであります。
監査等委員である取締役各氏は、候補者の資質や経歴を踏まえ、経営の監視・監督機能の向上を促せるかといった観点から検討を行いました。その結果、新任の候補者については、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有していることに加え、社外取締役として独立性を確保していることから、監査等委員である取締役に選任することが適切と判断しました。
4. 当社は森田淳一郎氏及び政木道夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。また、青木真徳氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 森田淳一郎氏、政木道夫氏及び青木真徳氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は森田淳一郎氏、政木道夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、青木真徳氏の選任が承認された場合は、同様の届け出を行う予定であります。
6. 森田淳一郎氏につきましては、保険業界での業務における豊富な経験と見識を当社の監査に活かしていただくため、政木道夫氏につきましては、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって当社の経営の監視をするのに適任であること、青木真徳氏につきましては、富士機械製造株式会社(現株式会社F U J I)の元取締役であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、企業全般の監視と有効な助言を期待できるため、それぞれ社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、森田淳一郎氏及び青木眞徳氏は上記の理由により、また、政木道夫氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

7. 森田淳一郎氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年（うち監査等委員である取締役就任期間は2年）となります。また、政木道夫氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年（うち監査等委員である取締役就任期間は2年）となります。
8. 森田淳一郎氏、政木道夫氏及び青木眞徳氏は当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
9. 森田淳一郎氏、政木道夫氏及び青木眞徳氏は当社の親会社等ではなく、また、過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
10. 森田淳一郎氏、政木道夫氏及び青木眞徳氏は当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
11. 森田淳一郎氏、政木道夫氏及び青木眞徳氏は当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
12. 森田淳一郎氏、政木道夫氏及び青木眞徳氏は当社の親会社等、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
13. 森田淳一郎氏、政木道夫氏及び青木眞徳氏は過去2年間に合併、吸収合併、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

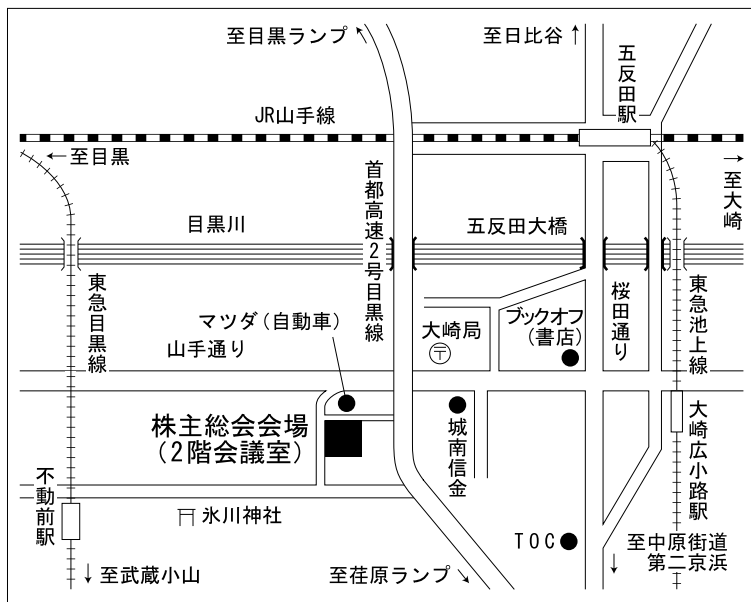
以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区西五反田五丁目 5 番15号

当社本店 2 階会議室

電話 (03) 3491-0131 (代表)



- 五反田駅<JR山手線・都営浅草線>より徒歩にて約10分です。
- 大崎広小路駅<東急池上線>より徒歩にて約7分です。
- 不動前駅<東急目黒線>より徒歩にて約5分です。